

桜川市犯罪被害者等支援 ハンドブック



桜川市マスコットキャラクター
さくりん



桜川地区被害者支援連絡協議会

～目 次～

1	犯罪被害者等の抱える様々な問題	
	(1)犯罪被害者等の置かれた状況	1
	(2)具体的に困難な状況	
	①心身の不調	2
	②生活上の問題	4
	③周囲の人の言動による傷つき	5
	④加害者からの更なる被害	5
	⑤捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)	6
	参考)捜査、裁判の流れ	7
2	犯罪被害者支援に係る主な相談窓口	
	桜川市役所生活環境課・茨城県・いばらき被害者支援センター	8
	茨城県警察本部	9
	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	10
3	桜川地区被害者支援連絡協議会	10
4	犯罪被害者等見舞金	
	遺族見舞金・重傷病見舞金	11
5	住まい	
	市営住宅・県営住宅	12
	住居確保給付金	13
6	届 出	
	交付及び閲覧制限	13
7	福 祉	
	こころの健康相談・生活困窮者自立相談支援事業	14
	生活保護事業	15
8	医 療	
	医療費助成(マル福)・医療費公費負担	16
9	国民健康保険	
	高額療養費制度	17
10	国民年金	
	障害基礎年金	17
	遺族基礎年金	19
11	障 がい	
	精神障害者保健福祉手帳の交付・身体障害者手帳の交付	20
	自立支援医療費(精神通院)支援制度	20
	特別障害者手当・障害児福祉手当	21
	特別児童扶養手当	22
	在宅障害児福祉手当	23
12	子 育 て	
	児童手当	23
	児童扶養手当	24
	交通遺児手当金・要保護及び準要保護児童生徒援助費	25
	一時預かり事業・病児保育事業・実費徴収に係る補足給付事業	26

1 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という¹。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

（1）犯罪被害者等の置かれた状況

①直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



¹ 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

①心身の不調

[直後]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがある
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある(ときどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中長期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のおの他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくとも起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

【コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一】

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

●PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

●うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

●パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

●仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

●不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる。

●経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

●家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

●近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

●支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

参考 ー被害に遭われた方の手記ー

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）に掲載されている手記を紹介します。

- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ・「犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」
- ・「私たちにできること」

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が20歳以上の場合と20歳未満の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

⑤刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます。

参考：内閣府犯罪被害者等施策推進室、犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案、2008、p.1～8

2 犯罪被害者支援に係る主な相談窓口

桜川市役所生活環境課（犯罪被害者支援総合的対応窓口）

相談・支援内容	相談時間・問合せ先	所在地
犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対応する相談窓口。 市役所で可能な手続きの説明、関係機関の紹介をします。	平日 8時30分 ～17時15分	桜川市岩瀬64番地2 (桜川市役所岩瀬第1庁舎2階)
	0296-75-3111 (内線2287・2283)	

茨城県

相談・支援内容	相談時間・問合せ先	相談窓口・所在地
必要な支援策の情報提供、紹介・斡旋に関する相談 ※窓口をご案内します。	平日 9時～12時 13時～16時	犯罪被害者相談窓口 水戸市笠原町978-6
	029-301-7830 (なやみゼロ)	

公益社団法人いばらき被害者支援センター

相談・支援容	相談時間・問合せ先	所在地
電話や面接による相談、警察・検察・裁判・病院等への付添などの直接的支援や弁護士への法律相談、公認心理師によるカウンセリング自助グループへの支援等	平日 10時～16時	水戸市柵町1-3-1 (水戸合同庁舎6階)
	029-232-2736	

茨城県警察本部

相談・支援内容	相談時間・問合せ先	相談窓口・所在地
犯罪被害給付制度及び精神的被害の回復のためのカウンセリング等犯罪被害全般に関すること	平日 8時30分～ 17時15分 ※夜間・土日祝日は 警察本部当直員が対 応	犯罪被害者支援室 水戸市笠原町 978-6
	029-301-0110	
性犯罪被害に関する相談 ※女性カウンセラー対応	平日 8時30分 ～17時15分 ※上記時間帯以外は 当直の女性警察官が 対応	性犯罪被害相談 「勇気の電話」 水戸市笠原町 978-6
	#8103 または 0120-21-8103	
ドメスティックバイオレンス (DV)、ストーカー、リベンジポ ルノに関する女性からの相談	24時間対応	女性専用相談電話 水戸市笠原町 978-6
	029-301-8107	

性暴力被害者サポートネットワーク茨城

相談・支援内容	相談時間・問合せ先	所在地
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援 (電話相談、面接相談、付き添い支援) ※女性相談員が対応 ※公益社団法人いばらき被害者支援センターが相談受付	平日 9時～17時 ※上記時間帯以外は全国共通のコールセンターが対応	水戸市柵町 1-3-1 (水戸合同庁舎 6階)
	#8891 0120-8891-77 (共にフリーダイヤル) 029-350-2001	

3 桜川地区被害者支援連絡協議会

啓発活動を通して市民に犯罪被害者の現状の理解を図ると共に、被害者の捜査過程において必要となる診断書料等の負担を行います。

直接支援活動

概要	被害者の二次的被害の軽減のため、被害者の捜査過程において必要となる診断書料等を負担します。
問合せ先	生活環境課 0296-75-3111 (内線2283) 桜川警察署警務課 0296-55-0110

4 犯罪被害者等見舞金

遺族見舞金

概要	経済的負担を軽減するため、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に見舞金を支給します。
対象者	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族の方 遺族の順位 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む） ②子（事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む） ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
金額	30万円 ※重傷病見舞金受給者が犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は20万円。
問合せ先	生活環境課 0296-75-3111（内線2283）

重傷病見舞金

概要	経済的負担を軽減するため、重傷病を負った犯罪被害者の方に見舞金を支給します。
対象者	犯罪行為により重傷病（療養期間が1か月以上）を負った犯罪被害者の方
金額	10万円
問合せ先	生活環境課 0296-75-3111（内線2283）

※犯罪行為が行われたときにおいて市民であったもの。

※犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係があるときや、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められる場合などは給付対象外。

※令和6年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。

※申請期限は、犯罪被害を知った日から1年以内又は犯罪被害が発生した日から2年以内。

5 住まい

市営住宅

概要	災害にあった方や犯罪被害者等が一時避難のため行政財産の目的外使用として、一定期間の入居が可能となります。
対象者	DV 被害者、犯罪被害者、災害による損害を受けた方 など
注意事項等	本人又は担当課より相談があり申請書等の書類が提出され、市営住宅が整い次第入居可能となります。
問合せ先	都市整備課 0296-58-5111 (内線1167)

県営住宅

概要	県営住宅の定期募集（年4回）において、住宅に困窮する犯罪被害者等に対応するため、入居当選率の優遇や保証人免除による入居優遇を行います。 また、住宅に困窮する犯罪被害者等に対して、行政財産の目的外使用として、県営住宅の一時使用を行います。
対象者	住宅に困窮する犯罪被害者等、配偶者からの暴力被害者。 ただし、一時使用は、上記及び茨城県に住所又は勤務場所を有している方。
注意事項等	詳細は、下記へお問い合わせください。
問合せ先	茨城県土木部都市局住宅課 029-301-4750(直通)

住居確保給付金

概要	<p>離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を給付します。</p> <p>[支給期間] 原則 3 ヶ月 (一定の条件により、3 ヶ月の延長及び再延長が可能)</p> <p>[支給上限額] 1人世帯：月額 34,000 円 2人世帯：月額 41,000 円 3人世帯：月額 44,000 円</p>
対象者	<p>●収入要件 世帯の収入合計金額が、基準金額よりも少ないこと ※基準金額：「市町村民税均等割」が非課税となる収入額の 1/12+家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）</p> <p>●資産要件 世帯の預貯金額の合計金額が、基準金額よりも少ないこと (100 万円を超えない金額であること)</p>
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請から支給を受けるまで、1 ヶ月かかる場合があります。 ・求職活動報告として、月 1 回、市への求職活動等についての報告・面談を行います。
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126 (直通)

6 届 出

交付及び閲覧制限

概要	<p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付制限を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除票の写しの交付制限 ・戸籍の附票の写し等の交付制限 ・戸籍の附票の除票の写しの交付制限
対象者	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
問合せ先	市民課 0296-75-3132 (直通)

7 福 祉

こころの健康相談

概要	専門医による相談（事前予約制）
対象者	こころの健康に関する不安や悩みがある方やその家族及びその関係者
問合せ先	健康推進課 0296-75-3159（直通）

生活困窮者自立相談支援事業

概要	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、必要な支援を行います。 [支援の内容] <ul style="list-style-type: none">・生活困窮者からの相談受付対応・生活困窮者の抱えている問題や課題を把握・ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立相談支援計画を策定・自立相談計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を実施 等
対象者	生活保護に至る前の生活困窮状態にある人
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

生活保護事業

<p>概要</p>	<p>病気や失業等により収入が途絶えたり蓄えがなくなったりするなど、生活に困窮する方に生活保護費の支給をします。</p> <p>[支給金額]</p> <p>国で定められた基準により算定された最低生活費とその世帯の収入を比較した際の不足分が支給金額となります。</p> <p>[保護費の種類]</p> <p>生活扶助費…食費・衣服費・光熱水費等、日常生活に必要な費用 教育扶助費…学級費・教材費・給食費等、義務教育に必要な費用 住宅扶助費…家賃・地代・住宅補修費等、住居にかかる費用 医療扶助費…病気・ケガの治療費、入院中の食費 介護扶助費…介護に必要な費用 出産扶助費…出産に必要な費用 生業扶助費…就職するために必要な費用、高等学校等で就学するための費用 葬祭扶助費…葬祭に必要な費用</p>
<p>対象者</p>	<p>世帯の収入額が最低生活費を下回る世帯</p>
<p>注意事項等</p>	<p>[申請から支給を受けるまでの期間]</p> <p>最長で1ヶ月（決定は、申請から原則14日以内）</p> <p>[注意事項]</p> <p>生活保護を受ける場合は、次のことについて自分たちの力で生活できるよう努力すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働ける方は自分の能力に応じて働き、収入を得る。 ・資産（預金・不動産等）を生活維持のために活用する。 ・親子・兄弟等の援助をできる限り受ける。 ・年金・恩給・各種手当などの他の法律や制度で受けられる給付等はすべて受ける。
<p>問合せ先</p>	<p>社会福祉課 0296-75-3126（直通）</p>

8 医 療

医療費助成（マル福）

概要	小児・ひとり親・重度心身障害者・妊産婦が保険医療機関等を受診した際、保険給付の一部負担金の助成を行います。 医療保険各法の規定による（小児・ひとり親・妊産婦は同一医療機関受診の際、外来自己負担金 600 円を月 2 回／入院自己負担金は 300 円を 10 日間上限 3,000 円までを除く）患者負担分を公費で助成します。（県内は現物・県外は償還対応）
対象者	県補助該当(所得制限内)の小児(0 歳～小学校 6 年生までの外来受診分、0 歳～高校生相当まで(18 歳になった日以後、最初の 3 月 31 日まで)の入院受診分)・ひとり親・重度心身障害者・妊産婦
問合せ先	国保年金課 0296-75-3125（直通）

医療費公費負担

概要	県補助非該当の小児・ひとり親・重度心身障害者・妊産婦が保険医療機関等を受診した際、保険給付の一部負担金の助成を行います。 医療保険各法の規定による（小児・ひとり親・妊産婦は同一医療機関受診の際、外来自己負担金 600 円を月 2 回／入院自己負担金は 300 円を 10 日間上限 3,000 円までを除く）患者負担分を公費で助成します。（県内は現物・県外は償還対応）
対象者	県補助非該当の小児(県の制度「マル福(小児)」が所得制限により該当しない方、中学 1 年生～高校生相当までの外来受診分)・ひとり親・重度心身障害者・妊産婦(所得制限によりマル福に該当しない方及びマル福受給者の産科、婦人科以外の受診分)
問合せ先	国保年金課 0296-75-3125（直通）

9 国民健康保険

高額療養費制度

概要	世帯の限度額を超えた医療費を申請に基づき支給します。
対象者	国保世帯であり一月の医療費窓口負担が世帯の限度額を超えた世帯
注意事項等	診療月から最短で約3月で該当者にはハガキが郵送されます。
問合せ先	国保年金課 0296-75-3125 (直通)

10 国民年金

障害基礎年金

概要	<p>障害基礎年金の年金額（令和6年4月分から）</p> <p>1 級</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和31年4月2日以後生まれの方 1,020,000円 + 子の加算額※・昭和31年4月1日以前生まれの方 1,017,125円 + 子の加算額※ <p>2 級</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和31年4月2日以後生まれの方 816,000円 + 子の加算額※・昭和31年4月1日以前生まれの方 813,700円 + 子の加算額※・子の加算額 2人まで 1人につき234,800円 3人目以降 1人につき78,300円 <p>子の加算額はその方に生計を維持されている子がいるときに加算されます。</p> <p>なお、子とは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子です。</p>
----	---

対象者	<p>次の①～③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。</p> <p>①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間 <p>②障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。</p> <p>③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。</p> <p>ただし、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。</p> <p>また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。</p>
注意事項等	<p>詳細は日本年金機構HPを参照ください。</p>
問合せ先	<p>国保年金課 0296-75-3125（直通）</p>

遺族基礎年金

概要	<p>遺族基礎年金の年金額（令和 6 年 4 月分から）</p> <p>◇子のある配偶者が受け取るとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方 816,000 円 + 子の加算額 ・昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方 813,700 円 + 子の加算額 <p>◇子が受け取るとき</p> <p>次の金額を子の数で割った額が、1 人あたりの額となります。</p> <p>816,000 円+2 人目以降の子の加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 人目および 2 人目の子の加算額 各 234,800 円 ・3 人目以降の子の加算額 各 78,300 円
対象者	<p>次の①～④のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。</p> <p>①国民年金の被保険者である間に死亡したとき</p> <p>②国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき</p> <p>③老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき</p> <p>④老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき</p> <p>遺族基礎年金の受給対象者</p> <p>死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族が受け取ることができます。</p> <p>なお遺族厚生年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。</p> <p>① 子のある配偶者 ② 子</p> <p>※子とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方をさします。</p> <p>※子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。</p>
注意事項等	<p>詳細は日本年金機構 HP を参照ください。</p>
問合せ先	<p>国保年金課 0296-75-3125（直通）</p>

11 障 がい

精神障害者保健福祉手帳の交付

概要	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳を取得すると、障がいの程度に応じて、下記のサービス等が受けられます。 各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHK受信料の減免など
対象者	精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

身体障害者手帳の交付

概要	身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。 手帳を取得すると、障がいの程度に応じて、下記のサービス等を受けられます。 更生援護施設への入（通）所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅障害児福祉手当の給付、各種税の減免及び控除、NHK受信料の減免、運賃の割引などのサービス
対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に「永続する」障がいがある方（再認定制度があります。）
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

自立支援医療費(精神通院)支援制度

概要	自立支援医療費の支給対象となり、かかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし、所得に応じて月額上限額を設定します。
対象者	精神疾患のために通院し医療を受けている方
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

特別障害者手当

概要	心身又は精神の障がいがあり、重複又は著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対し、手当を支給します。
対象者	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者
金額	手当月額 28,840 円（令和6年4月現在）
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書等が必要です。 3ヶ月を超えて入院した場合及び施設等に入所した場合は、資格喪失となります。 本人及び扶養義務者の所得により、所得制限があります。
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

障害児福祉手当

概要	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に手当を支給します。
対象者	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児
金額	手当月額 15,690 円（令和6年4月現在）
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書等が必要です。 障がい事由とする公的年金を受けとることができる場合及び施設等に入所した場合は、資格喪失となります。 本人及び扶養義務者の所得により、所得制限があります。
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

特別児童扶養手当

概要	心身又は精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に対し、手当を支給します。
対象者	20歳未満の重度又は中度の障がい児を家庭で養育している方 1級 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳のおおむね1・2級程度（内部疾患含む） 療育手帳OA・A程度の知的障がい又は同程度の精神障がい 2級 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳のおおむね3級程度（下肢障害は4級の一部を含む） 療育手帳B程度の知的障がい又は同程度の精神障がい
金額	手当月額 1級 55,350円 2級 36,860円（令和6年4月現在）
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 当制度独自の認定基準があります。 所定の診断書により判定され、手帳の等級と異なる場合があります。 本人及び扶養義務者の所得により、所得制限があります。 毎年1回、所得状況届の提出が必要です。 20歳未満の障がい児を養育しなくなった場合、障がい児が障がいを支給事由とする公的年金を受けとることができる場合、又は施設等に入所した場合等は、資格喪失となります。
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

在宅障害児福祉手当

概要	心身又は精神に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対し、手当を支給します。
対象者	心身に障がいのある在宅の20歳未満の障がい児の養育者 <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の判定がA、B程度の知的障がい（重複障がいを含む）又は同程度の精神障がいのある方 ・身体の障がいの程度が身体障害者手帳のおおむね1級から3級程度の方（内部的疾患を含む）又は下肢障がいの4級で下記のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 両下肢のすべての指を欠くもの (2) 1下肢を足関節以上で欠くもの (3) 1下肢の機能に著しい障がいをもつもの
金額	手当月額 3,000円
注意事項等	施設に入所又は障害児福祉手当を受給されている方は支給されません。
問合せ先	社会福祉課 0296-75-3126（直通）

12子育て

児童手当

概要	高校生年代までの児童を養育している方に対し、手当を支給します。 【手当額（月額）】 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満：15,000円（第3子以降は30,000円） ・3歳～18歳：10,000円（第3子以降は30,000円）
対象者	0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育する方
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を受け付けた翌月分から対象となります。 ・配偶者からのDV被害を受けて児童を連れて避難している、もしくは離婚協議中で配偶者と別居している方については、同居優先による受給資格認定・手当の支給ができる場合があります。 ・住民票を移せない場合でも、居住実態があれば当市で申請受付し、手当を支給できる場合があります。 ・申請受付から認定まで、約2～3週間かかります。
問合せ先	児童福祉課 0296-75-3156（直通）

児童扶養手当

<p>概要</p>	<p>高校生年代までの児童を監護・養育しているひとり親等へ、手当を支給します。</p> <p>【手当額（月額）】※令和6年11月1日時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童が1人の場合 全部支給：45,500円 一部支給：10,740円～45,490円 ・対象児童が2人の場合 全部支給：56,250円 一部支給：16,120円～56,230円 ・対象児童が3人の場合 全部支給：67,000円 一部支給：21,500円～66,970円 ・第4子以降の加算額 全部支給 10,750円 一部支給 5,380円～10,740円
<p>対象者</p>	<p>支給要件を満たす、0歳～高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を監護・養育するひとり親等。</p> <p>※児童の心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合には20歳未満までとなります。</p> <p>【支給要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が施行令に定める程度の障害（年金の障害等級1級程度）にある児童 ④父又は母の生死が明らかでない児童 ⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童 ※遺棄…連絡等がとれず児童の養育を放棄していること ⑥父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ⑦父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
<p>注意事項等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を受け付けた翌月分から支給対象となります。 ・住民票を移せない場合でも、居住実態があれば当市で申請受付し、手当を支給できる場合があります。 ・手当額は、受給者本人及び受給者と同居している扶養義務者の所得に応じて決定されます。 ・公的年金等を受給している場合には、手当額が減額または停止となる場合があります。 ・申請受付から認定まで、約1カ月かかります。
<p>問合せ先</p>	<p>児童福祉課 0296-75-3156（直通）</p>

交通遺児手当金

概要	桜川市に住所を有する遺児を養育する父または母および遺児と生計を一にし現にこれを養育している方に、手当を支給します。
対象者	交通事故により父もしくは母または双方を失った義務教育終了前の児童
問合せ先	児童福祉課 0296-75-3156 (直通)

要保護及び準要保護児童生徒援助費

概要	以下の経費を年2回または3回に分けて支給します。(ただし上限あり) ①学用品費 ②通学用品費 ③校外活動費(宿泊を伴わないもの)④校外活動費(宿泊を伴うもの)⑤入学準備金(次年度に小中学校等に入学する場合)⑥新入学児童生徒学用品等(小中学校等の第1学年に在籍している場合で、入学準備金の支給を受けていない場合)⑦修学旅行費 ⑧学校給食費 ⑨医療費(一定の要件を満たす疾病の治療に要した医療費自己負担分)⑩オンライン学習通信費
対象者	経済的理由によって就学困難と認められる小中義務教育学校児童生徒の保護者で、市内に住所を有する者 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者 【申請から認定の可否決定までの期間】 4月、5月に申請した方：前年中の所得が確定する7月に決定します。 6月以降に申請した方：申請した月の翌月末までに決定します。 ただし、所得の申告等、審査に必要な手続きが済んでいない方は決定の時期が遅くなる場合があります。
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 就学校を通じて申請。 要保護者に対しては修学旅行費と医療費のみ支給。
問合せ先	学校教育課 0296-55-1198 (直通)

一時預かり事業

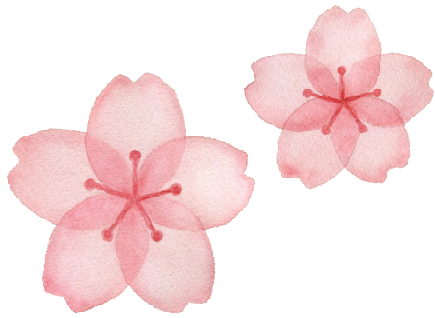
概要	一時預かりとは、保護者の方の仕事の都合、家族の急病、保護者のリフレッシュ及び私的な理由により一時的に保育が必要なときなどに、お子さんをお預かりできる保育サービスです。
対象者	未就園児（対象月齢は園によって異なります）
注意事項等	各認定こども園にて申込みとなります。園の状況により、必ずしも希望する日に利用できるとは限りません。
問合せ先	児童福祉課 0296-75-3156（直通）

病児保育事業

概要	病児保育事業とは、保育の必要なお子さんが発熱等の急な病気により、集団保育が困難となった場合や、疾病の症状が回復期に至った場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。
対象者	桜川市にお住まいの生後6か月から中学校就学前までの児童
注意事項等	利用を希望する施設において、事前に利用登録が必要です。緊急時を除き、前日までに利用する施設に利用申込を提出してください。病児保育室や病後児保育を行う保育施設の状況により、必ずしも希望する日に利用できるとは限りません。
問合せ先	児童福祉課 0296-75-3156（直通）

実費徴収に係る補足給付事業

概要	保育園、認定こども園等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用や、行事費について、保護者より各施設に実費で支払った費用の一部を払い戻しいたします。
対象者	生活保護世帯等
問合せ先	児童福祉課 0296-75-3156（直通）



【発行元】

〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬 64 番地 2

桜川市役所 市民生活部 生活環境課

電話 0296-75-3111 (内線 2287・2283)

FAX 0296-75-3021

E-mail shiminkatsudou_g@city.sakuragawa.lg.jp

発行 令和7年3月

